

# 明治33年小学校令と体育

福 西 信 幸

Physical Education in the 1900 Revision of the Imperial  
Ordinance on Elementary Schools

FUKUNISHI Nobuyuki

## はじめに

日清戦後の対外的国内的状況の変化に応じて明治33(1900)年8月小学校令は再び改正され、尋常小学校の教科目は修身、国語、算術、体操の四必須科目、図画、唱歌、手工、裁縫(女児)の随意科目に限定され、「学制」以来最少の教科目数に減少された。周知のように、この改正は我国の近代公教育制度の確立を画期づけたものであり、教科目の統合・縮少、必須科目の重視はこの改正の大きな特色の一つであった。この教科編成や教育内容の整理は、確かに、「国民教育の実効をたかめよう」<sup>1)</sup>とする改革であり、また、当面の課題である「尋常科の普及」<sup>2)</sup>を意図したものであっただろう。しかし、教科目に関するこうした評価だけでは、この改正によって体操が随意科目から必須科目とされた歴史的理由の説明は無視されており極めて不十分である。教育の普及=就学の促進という点から見るならば、体操の必須化は、むしろ、その課題に直接的には寄与し得るものではなかったといえるだろう。即ち、実際的で生活に有用な教育を求めていた父兄は体操を兵役の準備、「草履切らしの法」<sup>3)</sup>と見做しており、「父兄また体操の必要を知らずして小言を云うもの多き」<sup>4)</sup>といわれるように体操の実施に対しては批判的でさえあったのである。

従って本稿は、教科目の縮少、必須科目の重視という方向性のもとで、それでもなお必須科目とされた体操科の地位、要旨、方法に着目し、この規定がなぜ制定されるに至ったのか、その制定に至る背景とそれが如何なる日清戦後の課題に応じようとしたものかを検討しようとするものであり、同時に、体育の問題を軍国主義教育や戦時下教育の枠内でしか把握しない従来の教育史研究の一般的傾向に対する批判をも意図している。

本論に入る前に先ず、日清戦争前後の普通教育における体操科の状況を概観しておこう。明治19(1886)年小学校令で、学制公布以来はじめて必須科目とされた体操は、明治23(1890)年10月改正された小学校令第三条で修身、読書、作文、習字、算術と並んで基本的には必須科目とされていたが、続いて「土地ノ情況ニヨリ体操ヲ欠クコトヲ得」と加除科目のひとつとされ、二重の規定を受けていた。この規定が体操科に与へた影響は大きかった。改正当初、この規定は修業年限の差異に対応して、つまり四年制尋常小学校では必須科、三年制では加除科目と説明、理解されていた<sup>5)</sup>。しかし、翌年になると文字通り「土地ノ情況」=自然的地理的環境と解釈する意見が現場の教師を中心として表明され始めた。それは体育の必要性を一般的に認めながらも「土地ノ事情ナル一ノ事情ヲ加ヘテ之ヲ考フル時ハ未ダ必要ナリトノミ断言スルヲ得ザルナリ」、即

ち、大都市では必要であるが農山漁村では児童の「操作常ニ活発山ヲ超ヘ川ヲ涉リ新鮮ノ大氣中奔走駆馳シートシテ体育タラサルモノナシ」という状態であるから、特に体操科を課することは不必要であるとする意見であった<sup>6)</sup>。

そして早くも明治24(1891)年8月には「明治廿年ノ前後二三年間ハ体操熱ノ沸騰セル時代」であったが、「新小学校令ハ其第三条ニ於テ尋常小学校ノ科目中土地ノ情況ニヨリ体操科ヲ欠クコトヲ得ルノ稍緩カナル發令アルヤ本科ノ勢力頓ニ衰弱シ<sup>7)</sup>」と言われる状況を生んでいた。この傾向は、明治24年11月に制定された施行上の諸規則の一つ「随意科目に関する規則」によって更に促進された。岩手県では、小学校令施行の一応の期日であった明治25(1892)年4月を前後して現場の教師の意見を聴く諮問会が各地で開催されたのであるが、各諮問会は体操を正科として課さないことを答申していたのである<sup>8)</sup>。体操科の不振の状況は日清戦後においても変らなかった。「体育上尤も必要なる体操科を欠くの小学校少からざる<sup>9)</sup>」、「現今此科の実施せられ居る情況は如何なるか都会の地は措き其他の学校に於ける有様を見は……此科の時間を以て習字其他の学科を教授するあり或は不規律なる運動乱雑なる遊戲に費すものあり、…噫体操科の小学校に輕視せられて振はざるは此の如し<sup>10)</sup>」と。一方、都市においてもこうした状況は認められる。東京府下の場合「甚しきに至っては柔軟体操をやるべき所の場所がない。市街地に立っております学校はほとんど場所がない。又場末の小学校に至って場所のない学校が沢山ある<sup>11)</sup>」という様に市街地の学校では運動場の設備が無い所が多く、それ故に体操が実施されていない学校が多かったのである。以下に述べる体育を巡る問題はこうした体操科の実態の下で展開された。

## 1 戦後体育意見と二つの構想

日清戦争を契機に国民の国家的自覚は深まり「尊王愛国の精神」、「強勇の念」は急速に高揚した。戦勝の原因をこうした伝統的な国民精神や品性の発揚に求め、国民的精神の形成に果たした普通教育の役割を評価して止まなかった現場の教師を中心とした各地の教育界は、戦後教育方針の中核的課題に「忠君愛国」、「勤儉尚武」等の教育目標を掲げ愛国心教育、軍国教育、尚武教育の必要性を盛んに説いていた。

明治28(1895)年秋、大日本教育会は各府県教育会に戦後教育に関する意見を募ったが、東京府教育会は「今後の教育事業中特に重要と認むべきは勤儉尚武の風、愛国の精神を養うにあり<sup>12)</sup>」と回答している。島根県教育会の「戦後に於ける教育上注意すべき事項及方法」は「第一項 我国体を知らしむ事 第二項 我国政を知らしむ事 第三項 尚武的の氣風を養成する事 第四項 海国の思想を養成する事 第五項 実業を好愛するの氣風を養成する事 第六項 勤儉の思想を養成する事 第七項 身体及氣質を鍛鍊する事 第八項 公共を重する氣風を養成する事<sup>13)</sup>」を国民教育の基礎たる小学校教育において特に注意すべきものとして列挙し、各項目に詳細で具体的な方法を示している。戦後教育構想に対するこうした内容は、多くの府県教育会の回答に共通していた。戦後教育界は「教育内容の隔々にまで軍国調や尚武的色彩を反映せしめようとする意図が露骨<sup>14)</sup>」であり、とりわけ、『教育時論』が批判したように「戦後国内の教育家は満口一同尚武の氣風養成を以て急務の一大事となさんとす<sup>15)</sup>」という状況を生んでいた。

こうした風潮と不可分の関係で、従来、輕視されていた教育における体育の意義が教育家の中で注目され、体育の奨励が言われ問題とされたのである。明治28年5月23・4・5の三日間、京

都に於て開かれた戦後初の帝国教育大会は、戦後教育の諸問題を論議したのであるが、その問題の一つは「一 小学校の児童の尚武の氣と艱難に堪ふるの体力を養成せんには如何なる方法を設くべきや 二 小学校生徒気風上学校に於て特に注意実施を要する件」<sup>16)</sup>という事項であり、軍事上の必要性を第一とした体力の養成法を問題としていた。先に挙げた鳥根県教育会も同様に「艱難欠乏に堪ふる習慣を作る事」を身体鍛錬（第七項）の主要な目的としていたし、岩手県盛岡市教育会も、体育の「発達ヲ誘導シ以テ剛健屈強ノ体格ヲ有セル国民ヲ養成セサルヘカラス」<sup>17)</sup>と述べていた。戦後体育の奨励が語られる時、尚武的軍国調が常につきまっていた。鳥取県教育会は「今後の教育策」として「体育を奨励し尚武心を養成する事（第三項）」<sup>18)</sup>を掲げ、茨木教育協会は「軍人思想ヲ發揮スル事」という視点から、「体操科ニ充分奨励ヲ加へ、殊ニ軍隊的編成ヲナシ 兵式体操 器械体操ニ重キヲ置キ 遊戯ニモ尚武的興味ヲ含マシムルコト」<sup>19)</sup>と体操科の奨励を答申している。あるいは、鹿児島島の教師集団の意見のように「愛国心の固定と発作とは身体の健康と親密なる関係を有するを以て体操科を奨励」<sup>20)</sup>しと忠君愛国精神育成の関連からその必要を述べるものもあった。

このように体操科は、戦後教育構想の中心的課題とされた「忠君愛国」、「尚武的気風」を養成する不可欠の手段として見做され、その奨励が強く主張されたのである。体力の養成もそれが兵役に耐え得るという範囲内で、しかも伝統的精神の色彩を込めて語られていたのである。そして、こうした目的を達成するため在来武術の教育的意義が強調され、体操科の教材として採用することを答申の中に含める意見が登場していた。京都における帝国教育大会の先の問題に対する決議は、その冒頭に「一 古来武士ノ武術ヲ習練セシ」ことを挙げ、「新潟県教育会意見」は「勇武の気象を養成する事（第三項）」の中で、「二 柔術 剣術ヲ習ハシム」<sup>21)</sup>ことを述べている。武術を小学校教育に採用せよと言う意見は、教育界ばかりでなく一般ジャーナリズムの中でも主張され<sup>22)</sup>、また、大日本武徳会<sup>23)</sup>の設立はこうした尚武的な国粋主義と在来武術の教育的意義を説く主張を高揚させたのである。

一方、教育現場のこうした伝統的国民精神の育成を意図した尚武的で軍国調に傾斜した体育意見とは異った戦後体育構想が医学衛生関係者から、時を同じくして提起されていた。その中心は、明治24年9月帝国大学医学部大学院生時代に文部省の学校衛生取調嘱託に任命されて以来、全国各地を視察・調査し、児童生徒の健康問題を取り上げていた三島通良であり、医師養成機関済生学舎の創設、大日本私立衛生会会長、内務省衛生局長等を歴任し明治の衛生行政と医学教育上最も大きな足跡を印した一人である長谷川泰であった。

三島は兵役上に及ぼす体育の効果を否定しないが、その点に局限化されがちであった従来の体育論には「体操は僅かに軍人たるの準備にあらずして、農、工、商、共に之を教習すべき必要あるなり、世人希くは体操に対する在来の迷夢を覚まし其謬見を打棄して協力同力が此振興に従事せよ」<sup>24)</sup>と批判的であり、商工業の発達、生産力の拡大という観点から身体の健康を問題としていた。

三島は現代世界を、物質的發展を主とした生存競争、弱肉強食の時代であると把握し、戦勝国日本が東洋の盟主となり、欧米列強と対峙するには、体力の養成が不可欠の課題であると次のように言う。「物質的の開化により今日の隆盛を成したる欧米各国に対するもの、又何すれど物質的の進歩をなさずして輪贏を争うを得んや、而其物質中の最肝要なる者を体力となす」<sup>25)</sup>と。国

民の体格・体力が何故に「物質中の最肝要」であるのか、三島はそれが国家生産力発達の基礎、即ち物質的進歩の根本であるという。「人口の繁殖、商工業の発達、財政上の進歩、経済上の進歩等比較的我国力を増加せしむことの事実なるにも拘らず絶対的の進歩は期すべからず、要するに国民の衛生、殊に体格健康の全からざる限りは真の生産力は発達せず」<sup>26)</sup>。また、西欧諸国の商工業の発達の原因に関して「器械の発明、製作の進歩、よりて力ありと雖ども、溯りて之を論ずれば亦各国の争いて体力を養成し、即ち、衛生の道を拡張実行し、少年青年者等の体育に意を注いだ結果」<sup>27)</sup>であるとも言い、体育奨励と生産力拡大の関係を歴史的に根拠づけていた。

しかし、三島がかくも生産力拡大のために体力の養成を問題とした直接的契機は別の所にあった。国民体格の向上を求める声は、開国以来すでに渡欧経験者を中心に唱えられていたが、それが現実の問題として強く認識されたのは日清戦争の経験であった。日清戦争当時、軍の組織は未だ完備しておらず、なかでも後方部隊の編成は徴兵兵員だけでは不可能であり、糧食武器弾薬の運搬輸送等の勤務は、国内で雇い入れた軍役人夫によって担われた。その数は戦争の動員兵力24万の三分の一、約8万人に達していた。しかしそれでも不足し、現地で中国人や朝鮮人を雇用したのであった。ここに於てはじめて、日本人の体格、体力が現実的に外国人と比較されることとなり、日本人の労働能力の低さが痛感されたのである。三島は兵站部の報告として次のように述べている。「日本から連れて行った所の人夫と、朝鮮や支那で雇った所の人夫を較べてどうかと云えば、彼の国で雇った所の人夫は十七・八貫から廿貫もある重い物を担いで二回も往返する所を日本から連れて行った人夫は十三・四貫の目方の軽い物を担いでも一遍しか往返することが出来ないという有様でした」<sup>28)</sup>と。そしてこの原因が日本人の体格・体力の低さという点に求められ、「本邦人の体格は幾許の野蛮畜を除き世界に知られたる開明国中に於ては最も矮小なるものなり、否彼の朝鮮及び支那の人種に比するも亦然り」<sup>29)</sup>と警鐘し、物質的な生存競争に打ち勝つために将来の国民である児童生徒の体育衛生を奨励し、心育偏重に陥ち入っている教育の現状を改善する必要性を訴えている。

このように現代世界における物質的進歩を第一と考える三島は、当然にも「常に大和魂なる語を口にして、之を世に誇る」戦後社会に抬頭してきた国粹的な精神主義と、それと表裏一体の関係を有する「陳腐の道德説」を、現代世界が生存競争であること、「権力とは腕力なりとの法理上の解釈」を「喝破」し得ないものとして批判する<sup>30)</sup>。従って体育の教材としても、それらと結合する武術を否定し、「世人武芸を以てて体育の唯一なる方法と誤認」<sup>31)</sup>する風潮を良しとしなかった。しかし、彼は決して、体育の目的を身体の育成、体力の養成のみに限っていたのではなく、身体の訓練を通して「実業に応用すべく以て学事に従う以て戦闘に当るべ」き「潜勢力」、つまり、「一致団結公私の事に当る」<sup>32)</sup>近代的ナショナリズムの養成を期待していた。

次に長谷川泰の体育意見を検討してみよう。長谷川の意見も尚武的軍国調体育との偏向を批判し、身体の健強を殖産興業の基礎とし、学校教育の知育偏重批判、日本人の体格に対する危機感等、基本的には三島と共通しており、むしろ三島に多大の影響を与えていたといえるのである。彼の主な体育論としては、明治27年12月、大日本私立衛生会常会で演説した「戦争と衛生」、同28年3月31日、日本体育会で講演した「体育の実施」がある。

長谷川は戦後経営の二大事業として「兵備拡張」、「殖産興業」を挙げ、とりわけ「兵備」の基礎である「殖産興業」=国を富ますことに重点を置き、それを現実化するために、「必要な事は

国民の身体を強健<sup>33)</sup>にする体育，体操の実施を強く訴えていた。富国の観点から体育の奨励を述べた意見としては，すでに明治24，5年にかけての『東京経済雑誌』上の諸論調があるが，そこでの体育の目的は国民の気力を充実させ，企業心，事業心を涵養するものであって，古典経済学的な独立独行，自活自営という都市中間階級としての人格形成＝自営業者の育成に主眼が置かれていた<sup>34)</sup>。「健康なる身体に健康なる精神が宿ると云う何か西洋人の寝言があるようですが」と身心の調和的に発達した人間形成を理想とするギリシャ的体育観を揶揄する長谷川は身体の健強のより実際の機能を重視し，労働力としての身体に着目する。従って彼の体育奨励の対象は何よりも「一国の富を作る下等社会の人民が丈夫でなければ十分に働くことができない」と実際に生産的肉体労働に従事し富を生産する下等社会の人民であった。そして具体的には「小学校の子供の多数は将来是れ下等社会に立って殖産興業を起す奴であります」<sup>35)</sup>，「将来労働して働いて食うと云う奴が多数であります」<sup>36)</sup>と小学校教育段階における，一国の富の源泉としての，即ち労働力としての身体養成の重要性を喚起したのであった。

体操が何故に殖産興業の源であるかについて長谷川は次のように述べている。物を生産する基礎過程は「筋肉が精神の命令通りに敏捷に働き，手足の筋肉が過不及なく一定の度に働くことである」と。そして，「系統的」，「学問的」に体操を行い，「形式的」，「技術的」に児童生徒を「馴」していくことによって，この能力は獲得されると彼は考えていた<sup>37)</sup>。

ところで長谷川は体操の目的として①身体の健康 ②殖産興業の源 ③兵式体操を通しての敵愾心の養成を挙げているが，敵愾心の養成に関しては普仏戦争後の仏国の施策を参考としたものであり，その主張は「日本帝国に於て一つの固有な遺伝病……暗殺という一つの遺伝病」「一個一個の働きを」重視して，「身を捨てて仁を為す」という伝統的な精神主義に対する批判の延長上に語られていた。彼はいう，そうした精神は諸列強と対抗するために「一国の男子をして一団結として他の国に当るといふ所の敵愾心を養成する」ということと全く相対立するものであると<sup>38)</sup>。このことが，国粹的な尚武主義，在来武術の主張を批判していることは明きらかであろう。敵愾心の養成とはそうした意味でより西歐的なナショナリズムの養成という面で捉えられていたと言えらる。

## 2 文部省と学校衛生顧問会の設立

文部省の側からも体育の奨励が問題とされていた。当時の文部大臣西園寺公望は戦時中から戦後にかけて表明した教育意見の中で，国際競争に打ち克つため世界主義，科学的合理主義を学校教育に導入することを主張し，非合理的な国粹主義的教育を批判していた。同時に，彼はこうした教育目標のため科学教育，外国語教育，女子教育の振興を説いていた<sup>39)</sup>。そして体育教育の奨励も西園寺の世界主義，文明主義の教育思想に沿って主張された。明治29(1896)年5月，高等学校長，尋常師範学校長を招き文部省で訓示した教育方針の中で科学教育，女子教育，外国語教育と並んで体育の奨励を次のように述べている。「国運を進暢せんと欲せば強健なる国民を養出するを要す強健なる国民を養出するには体育衛生を盛んにするを要す而して之が発達の道を講ずるは今日の急務なり」<sup>40)</sup>と。普通学務局長木場貞長も，明治28年8月18日，大日本教育会で「体育論」<sup>41)</sup>と題する演説を行い，体育の奨励とそれが普通教育の段階で特に急務であると説いていた。しかし，その内容は一般的に三育主義の立場から体育の必要が述べられているだけであった。

文部省参事官寺田勇吉もまた明治28年10月、『教育時論』に働きかけ「日本人不健康ノ原因ヲ論ス」という懸賞論文を募って身体の健康を積極的に問題としていた<sup>42)</sup>。文部官僚の体育意見には労働力としての身体養成という意識は未だ鮮明ではなかった。

明治20年代に於ける文部省レベルでの小学校教育を対象とした体育衛生の施策としては、西園寺の前任文部大臣井上毅が退官する最後の日、明治27(1894)年8月29日に公布された訓令第六号「体育及ヒ衛生ニ関スル訓令」がある。この訓令第六号は、学習授業の負担過重から生ずる児童生徒の体格貧弱、身体虚弱という「教育ノ害ヲ貽サヌヤワニス」の方策であった。そのために活発な運動の奨励、過度の筆記および暗誦の否定、初級課程における作文の除去、試験の改革等、身体健康管理の点から、多岐にわたって小学校教育の内容・方法の改革を提起していた。また、この訓令は実際の調査・視察、医学者等専門家への諮問活動等による<科学性>に裏打ちされていた<sup>43)</sup>。

西園寺は、この井上文政期に着手された科学的で、衛生に立脚した体育の方向性を継承した。西園寺文相の体育施策は、明治29年5月8日の学校衛生顧問および学校衛生主事の制度化によって具体化されたのである。学校衛生顧問のメンバーは、内務衛生局長後藤新平 前医科大学長三宅秀 医科大学教授緒方正規、同小金井良精、同弘田長、長谷川泰 帝国大学履教師エルウィン・ベルツ、海軍軍医豊住秀堅、陸軍軍医小池正直の9名で、学校衛生主事には三島通良が任命された。学校衛生顧問は文部大臣の諮問に応じて学校衛生に関する事項を審議し、学校衛生主事は学校衛生顧問に諮問する事項を調査し、その他学校衛生に関する事項をつかさどることがそれぞれの職務内容であり、毎月1回顧問会を開くことが原則とされた。文部省からも木場貞長、寺田勇吉ら五名が会議に参加した。

学校衛生顧問会議は文部省に於て初めて設置された諮問機関であった。文部省がいかに児童の健康に留意し、学校衛生を重視していたかは茗溪会第14総集会での木場貞長の演説によく表れている。「他の事に就ては文部省左様の備無きに拘らず、学校衛生には専門家を置いて意見を徴して居るが学校衛生の事たるや、国民の教育上、最注意を要すべき故であります。如何に心愈猛に速っても体格不十分では到底何事にも耐えることができない」<sup>44)</sup>。学校衛生顧問の設置に対して教育界の反応は、「事や小なるが如きも実に我教育社会近来の寂寞を破る、この一事に増すはなかるべし」<sup>45)</sup>と歓迎的であった。『教育時論』は「将来の児童及青年の健康不健康如何は 此等顧問諸子の覚悟如何に存す」と強い期待を述べる一方「多年教職に従事して、学校実際の実情に通暁せる人士中よりも、一二名の顧問を選任」<sup>46)</sup>することを要請したのであるが取り入れられなかった。こうして医学者を中心に組織された学校衛生顧問が設置されたのであるが、この顧問会は活動開始後間もなく教育界の対立を引き起こしたのである。

6月12日文部省で開かれた第一回の学校衛生顧問会は先ず三宅を議長に選任し、続いて西園寺文相が「学校衛生の事たる、教育の基礎なれば 最も慎重の研究を要す、各員十分の調査あらむことを望む」と訓示した。当日提出された諮問案は討議されることなく短時間の内に終了した。続いて五日後の6月17日、臨時会が開かれ、会議の議事細則が議決され先の諮問事項が審議されたが、いずれも決議に至らず調査の必要を確認して散会している<sup>47)</sup>。顧問会は傍聴を許されず、その審議事項も公表されていないが、第一回会議の諮問問題の一つが撃剣問題であったことは、6月27日付の小池軍医から士官学校、幼年学校に宛てた調査依頼の書簡によって明きらかである

「貴校内ノ生徒ニ劍鎗柔術等体育法之一部トシテ課セラレ居候哉若シ然ラバ其利害ニ就キ兼テ御研究相成候儀モ可有之御意見委細承致度候也」<sup>48)</sup>。そして7月8日の顧問会で、後日、問題となった決議が行なわれ、2日後の7月10日議長は西園寺文相に答申した。この答申は「撃剣柔術は之を体操術として生徒に課するは害あり、但し満15才以上の者に一つの遊戯として之を採用するは妨げなし」<sup>49)</sup>という内容であった。これが7月下旬、先ず医事系新聞、雑誌に報道され、一般新聞もとりあげることになり<sup>50)</sup>、撃剣有害説が社会的関心を引き起こしたのである。

しかし、小池軍医は、「有害説」が広く流布されるに及んで『陸軍軍医団雑誌』上で、顧問会の審議過程を暴露し、有害説が顧問会の決議内容と異なるものであることを主張した。「満十八才以下ノ生徒ニ武術ヲ課スルハ 体育上有害ナルヲ以テ嚴禁スヘシトハ 是三島主事ノ原按要旨ニシテ 長谷川顧問ハ世ノ風潮上ヨリ固ク嚴禁説ヲ取レリ」と有害・禁止説を唱えたのは三島・長谷川の両名だけであったと。ただ会議では実施年令に関して種々意見の相違があったが「一般ハ十五才ニ傾キ」、結局「撃剣柔術ハ体操術トシテ之ヲ生徒ニ課スヲ得ズ 然レドモ一ノ遊戯トシテ満十五才以上ノモノニ採用スルコトヲ得」という議に決したと、先に報道されている答申内容を否定し、「害ハ無キモ得ス」というのが顧問会の基本的合意であると述べた<sup>51)</sup>。顧問会議は8月学令未満児童の就学禁止、5月17日、児童就学上発達に関する問題を審議した後、10月14日の会議で小池の主張通り「課スルハ害アリ」の部分を「課スルヲ得ズ」と答申を修正した<sup>52)</sup>。以上が撃剣問題をめぐる学校衛生顧問会の経過である。

文部省は明治17年の体操伝習所の調査報告以降学校正科として在来武術を採用することに対して否定的であった。撃剣問題を顧問会の第一の議事とした理由について木場学務局長は、「日清戦争以降、尚武の気風盛んにして、教育者は大抵虚心平気に、撃剣の利害を検覈することを為さず、之を実施せざる者はさながら世の大勢に後るかの如く熱中せることを見、これはしか奨励すべき者かと疑いて、衛生顧問会議にかけた」<sup>53)</sup>と、戦後の教育現場に於ける国粹的尚武論の高まりに伴う在来武術の進出という背景を述べている。それは決して積極的に武術を奨励しようとした立場ではなかった。ただ特にこの風潮が中・高等教育機関に止まらず、普通教育の段階にまで及ぶような形勢が教育現場で生まれていたのが直接的な原因であったと言える。即ち、東京府教育会は6月27日常集会を開会して、小学校生徒に撃剣を課するの可否を討議する予定であった。学校衛生主事三島はこの集会に対して、撃剣問題は純粋な体育問題であり、それは生理衛生学に詳しい専門家の研究すべきことであって、「漠然たる尚武云々位の言訳の下に、之を討究せんと欲す」この常集会を批判し、更に武芸は体育の目的と全く相反するものであり、児童少年に課すことは「形而下」においても「形而上に及ばず結果も又喜ぶべきものにあらず」、「国家教育の上よりは、必ず之を排斥せざる可らず」と彼の持論を教育時論記者に語った<sup>54)</sup>。一方、東京府教務研究班は、三島の武芸批判点を逐一批判し撃剣の体育上の利益及び心育上の利益（① 撃剣には歴史的固着観念あり ② 胆力を練磨す等）を報告し三島の見解と真向から対立した<sup>55)</sup>。こうして、撃剣問題は「恰も午睡の観ある近頃の教育社会に向かつて一種の興奮剤となり」<sup>56)</sup>といわれるほど明治29年の教育界を騒がしたのであり、7月8日の学校衛生顧問会の有害説に基く答申の報道と、小池の暴露記事がこれに一層の拍車をかけたのであった。

しかし、小学校の児童生徒に限って見れば、撃剣を課すことの可否については『教育報知』が先の三島の「後半の評論、即ち撃剣の小学児童に課するの弊害を述べたる者に対しては、恰も吾

儕の宿論と符合する」と述べているように、「有害説」が一般に支持されていたのである。むしろ問題とされたのは、体育の研究は専門家である医学衛生家に任せられるべきであって、素人たる教育界の議する事項ではないと三島が言った部分にあった。つまり、「撃剣問題たる決して一方面的問題にはあらず衛生上より之を論究すれば即ち撃剣は衛生問題にして従って衛生家之に与からざるべからず、教育上より之を研究すれば其者は即ち教育問題にして素人たる生理学者の知るべき事にあらず……一に研究者の着眼如何に在るべきのみ」<sup>57)</sup>と知徳体の三育の実践者である教育家がその方法手段として撃剣問題を教育問題とし研究する正統性を強く主張し、三島の見解を批判していた。『教育時論』はこの問題に対し、当初は明確な解答を避け、三島がこの問題に関して所説を述べることを要求するに止どまっていたが<sup>58)</sup>、顧問会での撃剣問題が一応結着がついた10月末には、撃剣問題を巡る衛生家と教育家の対立は「詮ずる所、衛生上と教育上の観察点を異にしたる衝突に他ならず、真正の学校衛生は、よく両者の立場より論究して定むべき者たらんことを要す」と総括し、医学者だけで組織されている顧問会は衛生的に偏り教育的観点が欠落していると批判し、再度、「其会議を拡張して、更に博く見識ある教育家を取り入れざるべからず」<sup>59)</sup>ことを提案し、学校衛生顧問会議の性格の変更を求めた。しかし、この要求は受け入れられず、従来のみで顧問会議が中心となり立案した体育衛生に関する一連の諸法規が公布され、顧問会の活動は明治33年小学校令の改正にも深く影響を与えたのである。

撃剣問題をめぐる学校衛生主事と教育家の衝突は、①体操の方法としての武術の可否、②顧問会議の性格に関する対立であった。それはまた、この時期西園寺文相の世界主義や西園寺の後任蜂須賀文相に創設された高等教育会議をめぐって争われた文部省と教育界との対立と関連する問題でもあった。戦後体育の方向をめぐる二つの構想の最大の対決点となり紛糾した撃剣問題は答申の修正を境に鎮静化し、文部省はこの答申を法制化することなく在来武術の採用には消極的な態度を取り続け、三島通良を中心とした体育衛生施策を展開したのであった。

### 3 明治33年小学校令と体操

明治33年8月20日、小学校令は再度改正され、それに併い翌日の21日には小学校令施行規則が制定された。文部省高等官の一員としてこの改正作業に積極的に参加していた三島通良は、今回の改正趣旨について「成るべく全国に不就学の児童のないように、就学を督促すると云うのみならず、一方には教科目、其他の点に改正を加へ、少しも児童の健康を害することなく、普通教育の目的を達するやうに改正したというのが、大趣意でございました」<sup>60)</sup>と、「教育の奨励」=就学率の向上と児童の「負担軽減」=健康保護の二点を中心であったと報告し、後者の目的に関する条項として、附則を除いた小学校令66条のうち13ヶ条、同じく施行規則211条のうち47ヶ条を数えることが出来るとも言っている。

この小学校令および施行規則の具体的特色は、①従来3年もしくは4年であった尋常小学校の修業年限を4年に統一 ②授業料無償の原則の確立 ③教科目を整理し、必須科目に力を集中的に注ぎ教授上の能率をあげるようにした。④棒引かなの採用、使用漢字字数を制限し、実際の応用に資するようにした ⑤課程の修了 卒業に関し考査の方法を試験によらずして、児童平素の成績によることにした ⑥正准教員の他に代用教員を認めた ⑦教科用図書審査委員会の組織の改正<sup>61)</sup>、その他、毎週授業時数の上限を尋常小学校に於ては30時間から28時間に減少したこと等



である。総じて、就学率の向上、小学校教育の充実、負担軽減および生活に有用なる教育＝実用的な教育の拡大を志向したものである。

では、こうした特色を有する明治33年小学校令で体操はどのように取り扱われたのであろうか。尋常小学校の教科目について小学校令第19条は「修身 国語 算術 体操トス 土地ノ情况ニ依リ 図画 唱歌 手工ノ一科目又ハ数科目ヲ加ヘ 女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得」と規定している。明治23年の小学校令と比較すると必須科目、加設科目とも教科目数は整理統合されて減少し児童の負担は軽減しているが、こうした傾向にも拘らず体操は格上げされ、明治19年小学校令以来ふたたび必須科目の一つとされたのである。体操の必須化は、「負担の軽減」が児童の健康への消極的対策であったのに比して、児童の健康増進を目指す積極的な施策であり、また、それは日清戦争以降急速に発展しつつあった日本資本主義への教育側からの対応であって、「何れの事業に対しても完全に仕事のできる」労働力としての身体養成は、単なる児童の自然運動や家事労働に従事することでは不可能であり、体操を課して「解剖的生理的に適った所の身体を備え」<sup>62)</sup> させることが不可欠であるという三島らの体育論の影響によるものである。

小学校令施行規則が定める体操の要旨は「体操ハ身体ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フコトヲ以テ要旨トス」(第十条)であり、明治24年小学校教則大綱の体操科要旨(第八条)に「四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ」、「協同ヲ尚フ」の二ヶ所が新たに付け加えられた。この「動作ヲ機敏」にするとする表現が、日清戦争以降新たに注目された小学校に於ける体育の目的、つまり将来の労働者階層として肉体的生産労働に従事し得る児童の養成を意図していることは明白である。即ち、既述したように長谷川泰は、物を生産する基礎過程は筋肉が精神の命令通りに敏捷に働き手足の筋肉を一定に働かせることであると述べていたし、三島も体操を課することによって「筋肉が其腦の命ずる通り随意に機敏に且つ巧みに運動」できるようにすれば「何の職業に従事しても十分に働ける、即ち国富を殖すということになります」<sup>63)</sup>と富国のための体操の効果を述べている。このように、労働力としての身体の養成を主唱していた両者は、そのために体操によって筋肉を「敏捷」「機敏」に働せることを求めていた。

次に「協同ヲ尚フ」の部分についてみれば、この目的もまた三島・長谷川の主張と一致することは既に見た通りである。但し長谷川はこの目的のために兵式体操の振興を説いていたが、今回の改正では協同を尚ぶ習慣育成は兵式体操に求められなかった。施行規則十条は要旨に続けて、「尋常小学校ニ於テハ初ハ適宜ニ遊戯ヲ為サシメ漸ク普通体操ヲ加ヘ授クベシ」と体操の種類方法を定めている。明治23年の教則大綱は尋常小学校の四学年に兵式体操を課していたのであるが今回の改正で兵式体操は尋常小学校から除外された。同時に、高等小学校でも普通体操が主体とされ兵式体操は従とされたのである。小学校令改正の中心的人物沢柳政太郎は「改正小学校令に対する批判を論ず」<sup>64)</sup>の中でこの改革が重要なものであったことを述べている。三島も「もっと世の中が進歩したならば、小学校の兵式体操を全廃するという時代が来るかも知れません」<sup>65)</sup>と述べているように兵式体操を小学校教育から除外して行こうとするのがこの時代の文部省の基本的立場であったと言えるだろう。兵式体操は解剖学上、生理学上、衛生学上身体をつくる方法としては不適當だとされたのである。

この結果、従来、体操への準備段階としてしか見做されていなかった「遊戯」が「非常に重き

を置」かれ全学年で実施されることになり、協同を尚ぶの習慣も「之によって十分養成される」<sup>66)</sup>とされたのである。ところで、三島にとって協同一致の精神とは「商業上などでは常に支那人にも負けていることが何か云えば支那人は日本人よりまた一步協同の力の多いからであります」<sup>67)</sup>と言っているように、強兵の目的に限られるのではなく、経済活動の分野をも視野に入れたものであった。

また、明治23年小学校令第19条では特別の事情がある時は体操場を備えなくても良いと規定されていたが、今回の改正では体操場を備えること（小学校令第29条）と設置が義務づけられ、既設の尋常小学校で運動場の設備なきものは、明治38年3月31日までその設置を猶予していた（同71条）。

## ま と め

日清戦後、「生産力の基礎としての体格・体力」という身体観が生まれ、尚武的精神主義的な体育論との対立を含みながら、「労働力としての身体養成」を目指す体育の奨励が小学校教育に強く求められた。それは、自然的活動や家事労働によって育成される生徒の身体発育は「労働力としての身体」という点では不適切であり、医学生理学に基づいた科学的体操を意識的に課することによってのみ達成し得るという体育観と、小学校教育が一般的な国民育成の場でなく、資本主義的生産を担い、国の富を創造する労働者（予備軍）育成の場であるという小学校観に基づいていた。こうした体育奨励論を背景として、明治33年の小学校令改正で体操は必須科目とされた。それは兵役上の効果を視野に入れながらも兵式体操を除外するという傾向に認められるように軍事的色彩を薄めつつ、労働力としての身体養成という体操の目的を新たに加えていたのであり、殖産興業、生産力の拡大という日清戦後の「戦後経営」の課題に教育の側から応えようとした一つの法制上の措置であったといえる。

## 註

- 1) 仲 新監修『日本近代教育史』p 173
- 2) 『日本近代教育百年史』4巻 p 926
- 3) 「体操科ニ就テ」(『教育報知』275号, 明治24年8月1日)
- 4) 「濫りに体操科を廢する勿れ」(『岩手学事彙報』267号, 明治25年7月15日)
- 5) 日下部三之介『小学校令釈義』明治23年10月刊, pp. 41-43。「小学校令」(『岩手学事彙報』205号, 明治23年10月25日)
- 6) 「体操科に就て」(『教育報知』266号, 明治24年5月23日)
- 7) 3)と同じ
- 8) 例えば『岩手学事彙報』260号, 明治25年6月25日, 通信 稗貫郡 二戸郡の項
- 9) 「体操科に就いて」(『同前』356号, 明治28年1月5日)
- 10) 「体操科の講習に就きて」(『同前』480号, 明治31年7月5日)
- 11) 長谷川泰「体育の実施」(『済生学舎医事新報』41号, 明治29年5月15日) なおこれは明治29年3月31日, 日本体育会に於て講演したものである。
- 12) 『教育報知』495号, 明治28年11月3日
- 13) 『教育時論』384号, 明治28年12月5日
- 14) 海原徹「中央教育界」(本山幸彦編『明治教育世論の研究』下巻 p. 36)
- 15) 「尚武の氣風を養成することに就て」(『教育時論』383号 明治28年11月25日)
- 16) 「帝国教育大会決議」(『大日本教育会雑誌』169号 明治28年9月1日)

福西：明治33年小学校令と体育

- 17) 「戦後教育上注意すべき事項」(『岩手学事彙報』401号 明治29年4月3日)
- 18) 『教育時論』391号 明治29年2月25日
- 19) 『東京府教育会雑誌』87号 明治28年12月24日
- 20) 「愛国心をして益発達せしむる方法」(『教育時論』396号 明治29年4月1日)
- 21) 19)と同じ
- 22) 「戦後教育の方針」(『国民の友』160号 明治29年7月25日)
- 23) 大日本武徳会は明治28年4月創設、その趣意等は、真行寺郎生『近代日本体育史』pp. 85-86 に所収
- 24)25) 「体育の必要と要旨を述べて世の猛省を望む(承)」(『教育時論』282号 明治28年11月25日)
- 26) 「戦後経営としての学校衛生」(『同前』401号 明治29年4月5日)
- 27) 24)と同じ
- 28) 「体育一汎」(『大日本私立衛生会雑誌』第20次総会記事 明治35年10月28日)
- 29) 「明治28年に於ける学校衛生」(『教育時論』350号 明治28年1月5日)
- 30) 24)と同じ
- 31) 「体育の必要と要旨を述べて世の猛省を望む」(『教育時論』381号 明治28年11月15日)
- 32) 29)と同じ
- 33) 「戦争と衛生」(『大日本私立衛生会雑誌』140号 明治28年1月25日)
- 34) 尾崎ムゲン「経済界の教育世論」(前出『教育世論の研究』下巻 pp. 276-277) を参照
- 35) 33)と同じ
- 36)37)38) 11)と同じ
- 39) この点については、本山幸彦「明治国家の教育思想」(池田進・本山幸彦編『大正の教育』pp. 88-91)参照
- 40) 『教育時論』365号 明治28年6月5日
- 41) 『大日本教育会雑誌』171号 明治28年11月1日
- 42) 『教育時論』378号 明治28年10月15日
- 43) 海後宗臣編『井上毅の教育政策』pp. 181-185参照
- 44) 「木場貞長氏の演説」(『教育時論』413号 明治29年10月5日)
- 45) 「学校衛生取調」(『教育報知』513号 明治29年5月20日)
- 46) 「学校衛生顧問の設置」(『教育時論』399号 明治29年5月15日)
- 47) 「学校衛生顧問会議」(『同前』403号 明治29年6月25日)
- 48) 『小池正直伝』p. 434
- 49) 「学校衛生顧問会議の決議」(『大日本私立衛生会雑誌』158号 明治29年7月25日)
- 50) 「東京日々新聞」明治28年7月24日等
- 51) 『陸軍軍医団雑誌』77号 明治29年8月(『小池正直伝』pp. 370-371所収)
- 52) 『大日本私立衛生会雑誌』162号 明治29年10月25日
- 53) 「木場貞長氏を訪ふ」(『教育時論』418号 明治29年11月25日)
- 54) 「三島主事東京府教育会常集会を評する」(『同前』403号 明治29年6月25日)
- 55) 「高等小学に撃剣を課するの利害」(『教育報知』517号 明治29年7月10日)
- 56) 「文部省と小学校撃剣科」(『教育時論』407号 明治29年8月5日)
- 57) 「教育家と衛生家の衝突」(『教育報知』518号 明治29年7月13日)
- 58) 「体育問題と三島通良」(『教育時論』406号 明治29年7月25日)
- 59) 「学校衛生顧問会議の性質に就て」(『同前』415号 明治29年10月25日)
- 60) 「改正小学校令に於ける学校衛生」(『大日本私立衛生会雑誌』209号 明治33年10月25日)
- 61) 『明治以降教育制度発達史』第四巻 pp. 115-116に依る
- 62) 60)と同じ
- 63) 28)と同じ
- 64) 世界教育選集『実際的教育学』p. 132
- 65) 60)と同じ
- 66)67) 28)と同じ

(本研究科博士後期課程)